

## 委 託 契 約 書

福井県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、農福連携ビジネスプランコンテストおよび伴走支援業務の実施について次のとおり委託契約を締結する。

### （趣旨）

第 1 条 甲は、農福連携ビジネスプランコンテストおよび伴走支援業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （事業の内容）

第 2 条 甲が乙に委託する事業（以下「委託事業」という。）は、甲が別に定める農福連携ビジネスプランコンテストおよび伴走支援業務仕様書に基づいて履行しなければならない。

2 乙は、この契約締結後速やかに事業実施計画書（様式1号）を作成し、甲に提出して承認を得るものとする。

### （委託期間）

第 3 条 委託期間は、令和5年 月 日から令和6年3月31日までとする。

### （委託料）

第 4 条 甲は、第1条の事業の実施に要する経費（以下「委託料」という。）として、金〇〇〇円を限度として乙に支払うものとする。

### （契約保証金）

第 5 条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

### （実績報告）

第 6 条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して事業実績報告書（様式2号）を提出し、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。

### （委託料の額の確定）

第 7 条 甲は、前条の規定により乙から実績報告書が提出されたときは、委託事業実績が契約の内容に適合するか検査し、適合すると認めたときは委託料の額を確定して乙に通知する。

2 前項の委託料の確定額は、委託事業に要した実支出額と第4条に規定する委託料の限度額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

### （委託料の支払）

第 8 条 乙は、前条に規定する検査に合格した後、委託料の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙から委託料請求書（様式3号）を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、甲が必要と認めたときは、契約金額を限度として概算払をすることができる。

2 甲は前項に規定する委託料請求書が適法であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息とし

て請求することができる。

(過払金の返還)

第 9 条 乙は、既に支払を受けた委託料が第 7 条の規定に基づく確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示により返還しなければならない。

(調査等)

第 10 条 甲は、委託事業の処理状況について、乙より必要に応じて説明もしくは報告を求め、または委託事業の処理に関して、乙に必要な指示を与えることができる。

(秘密の保持)

第 11 条 乙は、委託事業実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を、他にもらしてはならない。

2 前項の守秘義務については、委託事業終了後および契約解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第 12 条 乙は、委託事業の実施において、別紙 1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条第 2 項の規定を適用する。

(個人情報の保護)

第 13 条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し別紙 2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(再委託の禁止)

第 14 条 乙は、委託事業の全部または一部を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により認めた場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由によりこの契約に違反したとき。

(2) この契約を履行せず、または、履行を継続することができないと認められるとき。

(3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。

(4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。

(5) 契約の解除を申し出たとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は委託期間全期間分の委託料の 100 分の 10 に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲はその超過額を請求することができる。

(損害賠償)

第16条 乙は、委託事業の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

2 乙は、委託事業の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(履行遅延)

第17条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約期限までにその義務を履行しないときは、未納または未済部分に相当する金額につき遅滞日数に応じ、福井県財務規則(昭和39年規則第11号)第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(グリーン購入)

第18条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針」(平成13年4月27日策定)に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第19条 この契約条項の解釈について疑義等が生じたとき、およびこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(紛争等の解決)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

以上契約の証として契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 福井市大手3丁目17-1  
福井県知事 杉本 達治

乙

## 情報セキュリティに関する特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、福井県情報セキュリティポリシーおよび以下の事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負う。

### (作業場所の特定)

第2 乙は、業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報（以下、「機密情報」という。）を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

### (甲の施設内での作業時における事項)

第3 乙が甲の施設内で作業を行う時は、福井県庁舎等管理規則を遵守しなければならない。

2 機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は、甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んで서는ならない。ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。

3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業計画書を提出しなければならない。
- (2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。
- (3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。
- (4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

### (緊急時対応)

第4 乙は、情報漏えい、滅失その他業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、甲に緊急時の連絡先を提出しなければならない。

### (作業者 ID およびパスワード)

第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者 ID およびパスワードを取り扱わなければならない。

- (1) 作業者 ID およびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。
- (2) 作業者 ID によるアクセスは必要最小限とすること。

### (目的外使用の禁止)

第6 乙は、業務にかかる資料、情報および情報資産のうち、甲から提供されたものおよびそれに基づき乙が作成したもの（以下、「関係資料」という。）を、甲の承認なく業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(複写および複製の禁止)

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

(情報資産の返還)

第8 乙は、業務終了後、関係資料のうち甲から提供されたものについては返還しなければならない。

(情報資産の廃棄)

第9 乙は、業務終了後、関係資料のうち成果物を除く乙が作成したものについては、速やかに廃棄しなければならない。

2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

(実地調査および指示等)

第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および業務の実施に係る乙に対する指示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

(再委託先および再々委託先への適用)

第11 乙が業務を再委託または再々委託する場合、この「情報セキュリティに関する特記事項」は、再委託先および再々委託先に適用されるものとする。

2 再委託先および再々委託先における情報セキュリティに関する責任は、乙が負うものとする。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 責任者および業務従事者の管理体制および実施体制の構築
- (2) 個人情報の管理の状況についての検査に関する体制の構築
- (3) その他個人情報の保護のために必要な措置

2 乙は、前項の規定により講じた措置について書面で甲に報告しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写等の禁止)

第6 乙は、甲の承諾なしに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人情報の複写・複製
- (2) 個人情報の送信
- (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付または持出し
- (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(再委託の禁止)

- 第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者(子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾を得て第三者に委託するときはこの契約において乙が講じることとされている事項と同様の事項を当該第三者(以下「再委託先」という。)に遵守させなければならない。

(資料等の返還)

- 第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、引き渡し、または廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査等の実施)

- 第9 甲は、必要があると認めるときは、乙および再委託先以降の第三者がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況等について、調査または監査を実施することができる。

(事故報告)

- 第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(定期報告)

- 第11 乙は、契約内容の遵守状況について、甲に対し定期的に報告しなければならない。

様式1号

第 号  
令和 年 月 日

福井県知事 様

住 所

名 称

代表者

農福連携ビジネスプランコンテストおよび伴走支援業務  
実施計画書

令和 年 月 日付け委託契約による事業について、委託契約書第2条第2項の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

1. 令和 年度実施計画書
2. 令和 年度収支予算書



様式2号

第 号  
令和 年 月 日

福井県知事 様

住 所

名 称

代表者

農福連携ビジネスプランコンテストおよび伴走支援業務  
実績報告書

令和 年 月 日付け委託契約による事業について、委託契約書第6条の規定により、  
下記の書類を添えて報告します。

記

1. 令和 年度実績報告書
2. 令和 年度委託料精算書

様式3号

第 号  
令和 年 月 日

福井県知事 様

住 所

名 称

代表者

農福連携ビジネスプランコンテストおよび伴走支援業務  
委託料請求書

令和 年 月 日付け委託契約による事業について、委託契約書第8条の規定により、  
下記のとおり請求します。

記

金 円

銀行名	銀行	支店	口座番号	普通 口座	番号	No.
-----	----	----	------	----------	----	-----